

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和5年 9月21日

福島県議会

1 日時

令和5年 9月21日（木曜）

午前 10時58分 開会

午前 11時46分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長 高宮 光 敏

副委員長 佐藤 郁 雄

委員 青木 稔

委員 宮下 雅 志

委員 円谷 健 市

委員 紺野 長 人

委員 星 公 正

委員 吉田 英 策

委員 伊藤 達 也

委員 佐々木 恵 寿

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、伊藤達也委員、宮下雅志委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 2 件、議員提出議案第214号外 2 件及び請願 1 件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程（案）のとおり進めたいが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長に一任と決定され、去る7月31日に実施した。その概要は手元に配付しているので確認願う。

これより生活環境部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

（別紙「9月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明）

高宮光敏委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

高宮光敏委員長

続いて、旅券室長の説明を求める。

旅券室長

（別紙「議案説明資料」により説明）

高宮光敏委員長

続いて、自然保護課長の説明を求める。

自然保護課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

紺野長人委員

生3ページ、JR磐越西線災害復旧事業の増額補正約3億2,000万円について説明があったが、いくら公共交通といえども、民間会社の復旧に県がこれだけ支援する以上はきちんとした説明が必要だと思う。全国の地方自治体でこのような負担に係る法的根拠を有するなら別だが、その辺りについてももう少し詳しく説明願う。

生活交通課長

JR磐越西線災害復旧事業は、鉄道軌道整備法に基づく災害復旧の補助制度である。当該法にのっとり復旧工事費の4分の1は国負担、4分の1は地方負担、残り2分の1が事業者負担となっている。なお、災害復旧費用を自治体が負担した場合、事業者は10年間の運行維持計画を提出することとなっているため、実質的には10年間の運行が担保される。

紺野長人委員

約3億2,000万円は県負担の4分の1に当たる分と理解した。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

吉田英策委員

先日の台風第13号によって、いわき市や南相馬市などで甚大な被害が発生した。現在は復旧に向けて市町村職員をはじめ県職員や関係者が大奮闘していると思うが、本当に敬意を表したい。その被害で発生している災害ごみの処分について、県は今後市町村をどのように支援していくのか。

一般廃棄物課長

基本的には県が産業廃棄物処理業者の団体である(一社)福島県産業資源循環協会と締結している災害時の協定に基づき、例えば仮置場の運営支援やごみの搬出、

処理等を市町村の要請に応じて支援する。また、補助金に対する申請方法や具体的な相談にも対応し、円滑な補助金の活用を支援している。なお、今後の災害査定にも立ち会って必要な助言等を行う予定である。このような取組を通じて、市町村の災害ごみが円滑に処理されるよう支援している。

吉田英策委員

もう少し具体的に聞くが、床上浸水で被災した住宅から災害ごみをボランティア等が仮置場に搬出する作業を行っているものの、高齢世帯などなかなか搬出が難しく、家の前に置いておくことしかできない世帯も多い。いわき市のように、家の前に置いたごみでも後日回収する措置を取っている市町村もあるが、県の基本的な考え方として、家の前に置いたごみであっても市町村が回収することが望ましいとの立場なのか。

一般廃棄物課長

基本的に災害ごみでも一般廃棄物であり市町村が処理を行うため、市町村の実情に応じて収集、運搬から処理まで行ってもらうこととなっている。いわき市の例については委員指摘のとおり、家の前に置いたごみであっても住民が市に連絡した場合は、事業者が回収に出向き処分まで行う取扱いとなっている。県としても、状況を調査し適正に処理されていることを確認している。なお、事業者の手に余るような大量のごみが発生した場合、当該自治体の要請に応じて他市町村や他市町村内事業者からの広域的な支援も検討するが、いわき市では現時点で市内の事業者による対応で間に合っている旨を確認している。

吉田英策委員

災害ごみの処分も大変だが、宅地内に流入した土砂の扱いも同様である。床上浸水したり裏山が崩れて土砂が宅地に流入し、住宅の基礎を埋めてしまったり床下に入ってしまったとの被害も聞いている。大量の土砂の撤去は、個人の力だけでは財政的にも物理的にもなかなか大変である。このような流入土砂に係る公的支援について、県はどのように考えているか。

一般廃棄物課長

まず土砂自体は廃棄物ではなく建設資材等に該当するが、瓦礫等が混入している土砂は廃棄物として処理することになる。いずれにせよ、いわき市では基本的に廃棄物は仮置場に搬入するよう市民に案内しているため、土砂の場合でも瓦礫等が混

入していれば同様に対応してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

そのような対応なのであろうが、流入した土砂の中には瓦礫も混入しているため、私は公費負担が必要だと思う。今の説明のように、いわき市では袋に詰めた土砂を家の前に置けば後日回収されるであろうが、量によっては袋に詰めるだけで処分できるのか疑問である。実際、バックホー等の大型重機やトラックでなければ搬出できない量の土砂も発生しているが、その場合の公費負担は可能なのか。

一般廃棄物課長

公費負担について、瓦礫が混入した土砂であれば一般廃棄物として取り扱い、運搬時に瓦礫と土砂の割合を勘案して対象となる場合もあるが、土砂のみの場合は対象外と理解している。

吉田英策委員

被災者に財政的な面でも追い打ちをかける事態になりかねないため、市町村には瓦礫混入の有無にかかわらず土砂撤去の公費負担について考えてもらいたい、どうか。

一般廃棄物課長

土砂の処分に係る公費負担はなかなか難しいが、いわき市では今回の災害を受け、例えばボランティアが重機を持ち込んでかき出した土砂は袋詰めが必須ではなく、そのまま指定の仮置場に搬入可能として取り扱っている。そのようなボランティアの力も借りながら、なるべく住民負担が少ない方法による運営をしてもらいたいと思っている。

吉田英策委員

同じく台風第13号による被害について、新常磐交通の路線バスのうちいわき～川平線、いわき～宮～高野線、川部循環線が運休となった。すでにいわき～川平線と川部循環線は再開したものの、いわき～宮～高野線は運行道路のUターン箇所が少し崩れたとのことで運休のままである。利用客数はそれほど多くはないとのことだが、毎日朝晩と利用する高校生が利用できないため、家族が送迎しなければいけないとの相談を受けた。路線バスの一刻も早い回復が待たれているが、災害による路線バスの運休及び復旧に対して県は何か支援策を有しているのか。

生活交通課長

鉄道の場合は先ほど説明した補助制度があるが、バス路線の場合はない。ただし、委員指摘のとおり通学する生徒には不便をかけているため、いわき市や新常磐交通に対してどのような対応が可能か話してみたい。

吉田英策委員

利用客は少数であるが皆無ではなく、高校生を中心に高齢者なども利用するため、いわき市や新常磐交通との話し合いにより1日も早い復旧を促してもらいたい。

次に、我が会派でも要望しているパートナーシップ制度について聞く。最近、福島市が来年度のパートナーシップ制度導入を目指すことになった。今まで東北地方では宮城県と本県の自治体がパートナーシップ制度を未導入であったが、福島市に加え伊達市では来年度、富岡町でも今年度中の導入に向けた動きがある。このように県内でも制度導入を目指す自治体が増えてきているが、やはり県としてもパートナーシップ制度を導入すべきではないか。この制度について、県は今どのような考えなのか。

男女共生課長

まず前提として、ふくしま男女共同参画プランにおいて掲げている「性的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現」に基づき、県では多様な性に対する理解増進の様々な取組を行っているところである。パートナーシップ制度は全国の自治体で導入の動きがあること、県内でも委員指摘のとおり福島市、伊達市、富岡町で同様の動きがあることも承知している。ただし、このパートナーシップ制度については、住民サービスの拡充の視点と密接に関係してくることから、住民に身近な行政サービスを提供する市町村の意向を尊重していくとの立場を取っている。各市町村の様々な考えを聞きつつ、多様な性に関する県民の理解を深められる取組を県として進めていきたいと考えている。

吉田英策委員

今ほど説明があったように、様々な行政サービスを実際に提供するの各市町村であるが、福島市の男女共同参画審議会の委員は「多様性を認める入り口になると思っている」と述べている。今、社会全体が多様な性を認める方向になってきており、その入り口として本当に大事なことだと思う。県が多様な生き方や性を互いに認め合うとの立場に立つことによって、市町村にも影響が広がり認め合う社会が進むのではないかと。県がパートナーシップ制度を導入することに大きな意味があると

思うため、ぜひ導入に向けて尽力してもらいたいが、どうか。

男女共生課長

委員指摘のとおり、多様な性への理解が世の中に求められている。県としては、当事者を講師に招いた講演会やセミナーの開催、小中高校等と連携した多様な性への理解を促進する授業の実施、県男女共生センターにおけるLGBTの悩みを持つ者に対する相談事業の実施などの取組により理解増進を図っている。先ほど委員が述べた、パートナーシップ制度は理解の入り口になることも一つの考えだとは思いますが、県としてはこうした様々な理解促進の取組を行っていく。

吉田英策委員

次に、カーボンニュートラルの推進等に関する条例の制定についてである。先ほど部長から、条例の制定に向けて検討を進める旨の説明があったが、当該条例の概要及び進捗状況並びに進め方を聞く。

環境共生課長

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、これまで様々な取組を行っており、今年6月には知事を代表としたふくしまカーボンニュートラル実現会議を設立するなど体制整備等に取り組んできた。こうした機運の高まりが見られるタイミングで、さらに県民一人一人や全事業者の理解と共感を得ながら取組を進めることができるよう、条例制定に向けた検討を開始している。

条例の内容だが、県、事業者、県民など各主体の責務や施策の推進に関する取組、いわゆる努力義務の規定を想定しており、現在は県環境審議会における審議のほか、ふくしまカーボンニュートラル実現会議の参画団体等からも意見を聞くなど、制定に向けて検討を進めている。今後の進め方だが、年度内に予定している県環境審議会からの答申を踏まえ、来年9月定例会には議案を提出したいと考えている。これまでのところ、福島らしさを盛り込んだ条例にすべき、これだけ温暖化が進んでいるので適応策に関する内容をもっと盛り込むべきではないか、との意見が寄せられている。このような様々な意見を聞きながら条例を制定していきたい。

吉田英策委員

地球温暖化は待ったなしの課題であり、地球沸騰と言われるような時代に突入している。カーボンニュートラルも2050年を待たず前倒しで実現するような条例が必要だと思う。また、各主体への努力義務を規定するとのことで、強制はなかなか難

しいが、特に二酸化炭素を大量排出する事業者に対しては、県が一定程度指導できる立場となる必要があるのではないか。例えば火力発電所や大規模な工場に対する要請が可能となる項目も規定してもらいたいが、どうか。

環境共生課長

各事業者に取り組んでもらいたい内容を規定する予定であるが、その詳細については今後の検討において整理していく。

吉田英策委員

よろしく願う。

最後に、P C B廃棄物について聞く。先ほど部長から、高濃度P C B廃棄物22台については県が行政代執行により処分等を行うとの説明があったが、行政代執行に至った経緯は何か。

産業廃棄物課長

安定器等の高濃度P C B廃棄物の処分期限は今年3月末までとなっており、基本的には当該期限までに保管事業者が運搬や処分業者と契約を締結して処分を行うものであった。県では指導とともに、保管事業者が不明である機器の掘り起こしや事業所の巡回を行っているが、22台の高濃度P C B廃棄物が旧宿泊施設に残されていたことが発覚した。今年7月に処分等の措置を求める公告を行ったが、いずれも措置されなかったため行政代執行の手続を進めていくこととした。

吉田英策委員

その旧宿泊施設とは、旅館のような場所か。

産業廃棄物課長

かつてホテルが営業されていたが、企業の倒産により既に廃屋になっている場所である。県としては、責務者不在として行政代執行の手続を進めていく。

吉田英策委員

P C B汚染を引き起こすと大変な被害が発生するが、この22台以外に県が把握している台数を聞く。

産業廃棄物課長

安定器については、保管事業者によってこれまでに相当数の処分手続が進められたが、今年6月末現在で県所管の未搬入の安定器は177台である。そのうち68台は既に処分に係る契約締結が済んでおり、残り109台についても早期に手続を進めて

処分するよう指導を行っている。

吉田英策委員

その未搬入分が行政代執行となる可能性はあるのか。

産業廃棄物課長

事業者に対してこまめに契約締結の確認等を行っているが、基本的に契約手続が進められているため、行政代執行には至らないと考えている。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

請願154号について各委員の意見を聞く。

佐々木恵寿委員

継続願う。

吉田英策委員

採択願う。

紺野長人委員

継続願う。

伊藤達也委員

継続願う。

高宮光敏委員長

請願154号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月3日に行う。

以上で、請願の審査を終わる。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午前 11時42分 休憩)

(午前 11時43分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第214号について各委員の意見を聞く。

佐々木恵寿委員

可決願う。

伊藤達也委員

可決願う。

吉田英策委員

否決願う。

宮下雅志委員

可決願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第214号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第215号について各委員の意見を聞く。

伊藤達也委員

可決願う。

佐々木恵寿委員

可決願う。

紺野長人委員

可決願う。

吉田英策委員

可決願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第215号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第195号について各委員の意見を聞く。

吉田英策委員

可決願う。

紺野長人委員

継続願う。

佐々木恵寿委員

継続願う。

伊藤達也委員

継続願う。

高宮光敏委員長

継続審査議案第195号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月3日に行う。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明9月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は企画調整部の審査である。

これをもって散会する。

(午前 11時46分 散会)